

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
株式会社 北海道エコシス
氏 名 代表取締役 鍛冶彰男様

令和8年3月2日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	① 事業系一般廃棄物 ② 一般家庭から排出される引越しごみ、一時多量ごみ及び遺品整理に伴い発生する一般廃棄物 ③ 一般家庭から排出されるフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器） ④ 浄化槽汚泥
営業所の所在地及び名称	帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス	
許可期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	
一般廃棄物の収集を行う事ができる区域	音更町内	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	① ② ③ 帯広市西24条北4丁目1-5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ④ 帯広市西18条北3丁目13番地1 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター
	その他	

令和8年3月6日

音更町長 小野信次

